

## 臨床実習指導施設の認定に関する細則

平成 26 年 10 月 11 日制定

平成 30 年 7 月 8 日改正

令和 3 年 10 月 2 日改正

### (目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本診療放射線技師会(以下、「本会」という。)における臨床実習指導施設(以下、「指導施設」という。)の認定に関する規程第3条に基づき、認定基準等に関して定めることを目的とする。

### (対象)

第 2 条 本会は、診療放射線技師免許取得のための臨床実習の水準を高めるため、一定の基準を設けて臨床実習指導に寄与できる指導施設の認定を行う。

2 本会が認定する指導施設は、診療放射線技師の再教育や海外研修生等の臨床技術及び知識の向上にも利用することができる。

### (定義)

第3条 この細則における用語の定義は、以下の通りとする。

(1)実習指導者とは、厚生労働省の定める基準に則った「診療放射線技師臨床実習指導者講習会」(公益財団法人医療研修推進財団主催の「診療放射線技師実習施設指導者等養成講習会」を含む)を修了した者

(2)臨床実習指導教員とは、実習指導者が本会で定める講習会を受講し、認定試験に合格した者

### (認定区分)

第 4 条 指導施設の認定申請区分は以下の通りとする。ただし、該当する申請区分に関する装置を有していなければならない。

(1)画像診断 I (CT・MR)

(2)画像診断 II (画像診断 I 以外の画像診断)

(3)核医学診断

(4)放射線治療

### (施設認定要件)

第 5 条 指導施設の認定を申請する施設は次に示す各号のすべてを満たしていることとする。

(1)施設に 1 名以上の臨床実習指導教員を有すること

(2)各養成校と臨床実習承諾書を取り交わし、厚生労働省もしくは文部科学省に臨床実習施設として届けられている施設であること

(3)臨床実習指導体制(組織)が明確化され、別表1に示す確認項目がすべて実施されていること

(4)医療被ばくの管理および最適化に努めていること

- (5)業務の安全管理、放射線被ばく防護が適切に行われていること
- (6)実習指導者 1 人当たりが教育できる学生数は 2 名以内とすること

(実習における指導者の要件)

第 6 条 実習における指導者は、臨床実習指導教員または実習指導者であること。

(申請書類等)

第 7 条 臨床実習指導施設の認定を申請する施設は、指導施設の認定に関する規程第 5 条に基づき、次の各号に示す書類を施設代表者名で本会事務局に提出する。

- (1)臨床実習指導施設認定申請書(様式 1)
- (2)臨床実習指導計画書(様式 2)
- (3)臨床実習指導教員認定証の写し
- (4)臨床実習指導教員の履歴書及び在籍証明書
- (5)実習指導者の厚生労働省の定める基準に則った「診療放射線技師臨床実習指導者講習会」修了証の写し
- (6)返信用封筒(レターパック)

(審査、認定及び更新)

第 8 条 指導施設の審査、認定及び更新は以下の通りとする。

- (1)臨床実習指導教育委員会(以下、「委員会」という。)は申請された施設に関して、申請書類による審査を行う
- (2)本会は、委員会及び理事会の議を経て認定された施設に対して臨床実習指導施設認定証を交付する
- (3)臨床実習指導施設として認定された施設は、有効期間の最終年度に認定更新審査を受けることができる
- (4)認定施設の更新は第 7 条に準じた書類の提出を要する
- (5)指導施設は、申請内容に変更等があった場合は、速やかに委員会に届け出なければならない

(教育プログラム)

第 9 条 本会は、指導施設の認定に関する規程第 4 条に基づき、臨床実習の指導を担う施設の組織的な指導体制の構築と指導者の知識や技術を高めるための支援等を積極的に行うため、教育プログラムを実施する。

- (1)臨床実習における指導者の教育プログラムに関する事項は本会が管掌する
- (2)本会は指導者の教育プログラムとして、教育セミナーの企画、研修カリキュラムの作成等の業務を行う

(教育セミナー)

第 10 条 教育セミナーは臨床実習における指導者にとって必要な基礎的、臨床的知識と倫理、臨床実習のあり方等を教育し、教育セミナー参加者には修了証を交付する。

(改廃)

第 11 条 本細則の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(委任)

第 12 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附則

- 1 この細則は、平成 26 年 10 月 11 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 30 年 7 月 8 日から施行する。
- 3 この細則は、令和 3 年 10 月 2 日から施行する。

別表 1

臨床実習指導体制(組織)確認表

臨床実習受け入れ体制	<input checked="" type="checkbox"/>	以下の内容が全て含まれる
臨床実習の意義や目的を理解し、放射線部門として組織的に臨床実習を受け入れ、業務としての位置づけが明確である	<input type="checkbox"/>	臨床実習受け入れの調整担当者がある
	<input type="checkbox"/>	臨床実習受け入れの調整会議を開催している
	<input type="checkbox"/>	臨床実習指導に関する会議を開催している
	<input type="checkbox"/>	臨床実習に関わる関係部門との連絡と調整を行っている
臨床実習指導の実施	<input checked="" type="checkbox"/>	以下の内容が全て含まれる
臨床実習指導の必要性を理解し、適切な指導ができる	<input type="checkbox"/>	臨床実習指導に関する研修等への参加を計画的に進めている
	<input type="checkbox"/>	臨床実習指導者会議への参加と放射線部門報告を行い、情報共有をしている
	<input type="checkbox"/>	臨床実習指導教員を中心として、臨床実習生を指導する体制が整っている
	<input type="checkbox"/>	臨床実習後の振り返りにより次年度の改善を実施できる